

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話番号 099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2015年(平成27年)

March 3月号

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果



龍馬ハネムーンウォーク in 霧島 3月開催予定【霧島市】(写真提供者: 村山 隆 氏)

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督の実施結果	2
労務管理あれこれ	3
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する 特別措置法に係る説明会のご案内	3
職場巡回のチェックポイント	4
「STOP! 転倒灾害プロジェクト2015」による 転倒灾害の防止について	5～7

平成27年4月1日からパートタイム労働法が変わります!!	8
うわさの健康情報 シリーズ「睡眠を考える」	9
平成26年度 職員研修を開催しました	10
平成26年業種別死傷災害発生状況 2月10日速報	10
平成27年度労働基準監督官採用試験のお知らせ	11
平成27年度技能講習・安全衛生教育のご案内	12～14
健康診断(施設健診)のご案内	15
出張講習開催のご案内	15
平成27年4月の講習開催のご案内	16

さくらじま

最近、同窓会や同年代の集まりに顔を出すと、早々と話題は子供の教育、親の介護、自身の健康に移っている。親の介護も自分の健康もせんじ詰めれば、『老い』のことをあれやこれや話しているのだ。

CMは健康食品が増え、それもダイエットとアンチエイジングものばかりだから、世間一般も老いる/老いないということに关心があるのだろう。そもそも不老不死は古今東西の永遠の夢で、秦の始皇帝は徐福に不老不死の靈薬の探索を命じ、東方に送り出した。その徐福がたどり着いたのがいちき串木野市の冠嶽だという伝説も残っている。

先日、職場で生活習慣病予防のための研修があったが、単に寿命を伸ばすのではなく、介護を必要としないで、自立した生活ができる、いわゆる『健康寿命』を伸ばし、平均寿命との差を縮めていくことが大切なのだと教わった。鹿児島県の平均寿命は男性全国33位、女性27位だが、健康寿命は男性全国7位、女性10位で、平均寿命と健康寿命の差が少ないという意味では優等生なのだと教わった。

あと30年もしたら、寿命は百歳に達し、遺伝子操作やサイバネティクスで人間は老いなくなるらしいが、それまで待てないので、とりあえず冠嶽に不老不死の薬草探しにでも行ってみようか。

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

労働局監督課

鹿児島労働局で、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果は以下のとおりです。

今回の重点監督は、長時間の過重労働が疑われる事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したもので、その結果、重点監督を実施した65事業場のうち、59事業場で何らかの労働基準関係法令違反

が認められ、約半数にあたる32事業場で違法な時間外労働が行われていることを確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

鹿児島労働局では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、これに応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場：

65事業場

このうち、59事業場（全体の90.8%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1) のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの：

32事業場 (49.2%)

うち、時間外労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が月100時間を超えるもの：3事業場（9.4%）

② 賃金不払残業があったもの：

20事業場 (30.8%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1) のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：17事業場 (26.2%)

うち、時間外労働を月80時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの：8事業場（47.1%）

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：

30事業場 (46.2%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

[参考] 平成25年9月に実施した「過重労働重点監督」では、監督指導を実施した66事業場のうち、57事業場（全体の86.4%）で労働基準関係法令違反が認められた。

◎是正・改善指導の対象となった主な内容（鹿児島労働局の例）

【事例1】 36協定で定めた1か月45時間の上限時間を超えた時間外労働について、40時間分の時間外手当しか支払わず、1日の時間外労働時間についても、30分未満を切り捨てて、1か月の時間外労働時間数を計算していたもの（製造業）

【事例2】 基本給に時間外手当が含まれているとするも、基本給と時間外手当の額が明確にされておらず、その結果、時間外労働を行わせているにも拘わらず、時間外手当を支払っていないもの（製造業）

【事例3】 36協定を締結することなく、1か月45時間以上の時間外労働を行わせているが、時間外手当に見合う役職手当を支払っているとして、時間外手当を支払っていないもの（接客娯楽業）

重点監督の実施結果の詳細は鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

労務管理あれこれ

現在の36協定を特別条項協定として40時間に変更したいが

鹿児島労働局監督課

(Q) 36協定についてお尋ねします。当社は現在、今年1月1日から1年間を有効期間とした36協定を結んでいます。その内容は、時間外労働については1ヶ月の延長時間が25時間、1年間の延長時間が300時間というものです。

ところで、年後半の業務計画により、現在の協定を

オーバーする残業の発生が見込まれています。そこで、労働組合と協議のうえ、現在の協定時間をベースとし、特別な場合に限り1ヶ月40時間まで時間外労働が可能な特別条項付き協定を結ぶことを検討中です。協定にあたっての注意点などありましたらお教えください。

限度時間を超えなければ特別条項を置く必要ない

(A) 労働基準法第36条第1項の規定に基づくいわゆる36協定は、1週間40時間、1日8時間の法定労働時間を超え、あるいは法定休日に労働者を労働させる場合において、労使の書面協定及びその行政官庁への届け出を要件に、当該協定に定める時間数あるいは休日に労働させることができるというものです。

したがって、御社の場合でも現在の協定のままで毎月25時間までしか時間外労働を行わせることはできませんし、1月から12月までの時間外労働のトータルが300時間を超えることは労働基準法違反となり許されません。

そこで、お尋ねにありますように、現在の協定内容を上回る時間外労働を行わせるためには、新たな協定の締結が不可欠となります。

さて、御社では、新たな協定を締結するにあたり、「特別条項付き協定」とすることを検討されているようですが、特別条項付き協定とは、法令上明確に定義・義務付けられているものではなく、いわゆる時間外労働の限度に関する基準（厚生労働省告示）の中に示されているものです。

限度基準では、恒常的な時間外労働を排除することを目的に、一定期間（1ヶ月、1年など）内に延長することができる労働時間の限度を示しており、一定期間の延長時間として、1ヶ月45時間、1年間360時間などを示し、36協定の締結にあたっては、この限度時間以内の時間と

することを定めています（限度基準第3条）。

そして、その例外として、同号ただし書きにおいて、「あらかじめ、限度時間以内の時間の一定期間にについての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、一定期間にについての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続を経て、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでない」とする規定が置かれています。この規定に沿って締結される36協定が、いわゆる特別条項付き協定といわれるものです。

このように、特別条項付き協定は、基本的な協定内容（延長時間）は限度時間以内とし、特別な事情が生じた場合の延長時間が限度時間を上回るというケースに用いられるものです。

したがって、御社の場合、ベースとなる延長時間が1ヶ月25時間、特別な場合を1ヶ月40時間とする協定内容ということですから、限度時間内特別条項付き協定とする必要はありません。

つまり、1ヶ月の延長時間を単に40時間とする普通の36協定を締結すれば、それで足りるわけですが、36協定は労使間の協定ですから、限度時間内で2段階の延長時間を設定し、その決めにより運用することは、法律上何ら問題が生じるものではありません。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に係る説明会を開催します！

鹿児島労働局監督課

労働契約法では、同一の使用者との間で有期労働契約が繰返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により無期労働契約に転換できることになっています。

今般、その特例を定める「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（平成26年法律第137号、以下「有期特措法」といいます。）が成立し、平成27年4月1日から施行されることになりました。

この有期特措法は、高度の専門的知識を有する労働者

や定年後に引き続いて雇用される労働者を特例対象者としており、特例の効果として、一定の適切な雇用管理の実施を前提に、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間を延長するものです。

このため、有期雇用労働者を使用する事業場では、有期労働契約の雇用管理について見直しを行う必要が生じることが見込まれます。

鹿児島労働局では、有期特措法に係る説明会を下記により開催することになりましたのでお知らせします。

記

1 日 時	平成27年3月19日（木） 14時00分～15時50分
2 場 所	鹿児島市民文化ホール 市民ホール（鹿児島市与次郎2-3-1）
3 内 容	有期特措法の内容等について

説明会の詳細、参加申込書（出席票）は鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

職場巡視のチェックポイント

鹿児島産業保健総合支援センター 所長 草野 健

産業保健活動として行う業務は多岐にわたります。働く人が働くことによって健康を損なうことがないようにするだけでなく、安心して働けて効率も上がり事業場の経営にも資する、さらには働くことによってより健康になる、それが目指すべき産業保健活動です。

3管理・5管理を行う上でも、またRA（リスクアセスメント）等を遂行するにも、それらの基礎となる活動は職場巡視です。ところが、産業保健の現場ではこの職場巡視が苦手（？）な方が少なからずいるようです。当センターの研修に対する要望でも常に多いテーマは、職場巡視の実地研修です。それは産業医だけでなく他の産業保健スタッフからの要望も同様です。「いつ回るのか」「誰と回るのか」「何をどうみるのか」「時間をどれぐらいかけるのか」「どんな測定器具を持参するのか」等、巡視方法への疑問が多いようです。

職場巡視の目的はWHO・ILO合同委員会で「作業条件に基づく疾病を防止すること、健康に不利な条件から保護すること、作業者を特性に応じた作業環境に配置すること」と定義されています。我が国の労働安全衛生法では「有害要因の発見とその措置」を巡視の主たる目的としていますが、これは巡視の最低限のものと言えます。事業場内の衛生管理者が常時行う点検巡視の主な目的は、有害要因の有無をチェックし、有害要因があればその対策を立てることにあります。その際に重要なのは、現に作業が行われている状態で観察することですが、有害要因を見落とさないために、また作業遂行を妨害しないように短時間で巡視を終えるためにも予めチェックリストを作成しておくことです。チェックリストは部署毎に必要になります。

チェックリスト作成に当たっては、作業環境（照明、騒音、気温、湿度、粉塵など）だけでなく機械・器具や設備の配置状況とその使用状況や作業者の姿勢・動線なども重要です。今大きな課題となっているメンタル障害の予防のためには、休憩・休養設備と各作業者の心理状況等をその服装や態度、人間関係から観察することも肝要です。そのためには本人や上長からの随意時の聞き取りも必要となります。

以上は、事業場内の衛生管理者が常時行うことですが、

産業医はそれらの結果をベースとして「健康障害予防」「作業能障害予防」の観点に加え「各種の対策の効果判定」と時宜に応じた「防疫上の視点」まで持って行うことになります。その際、何がどのように健康に影響を与えるかを医学上の観点から観察しますが、業務の詳細な内容を事前に聞き取っておくことは不可欠となります。

職場巡視に測定器具などは不要です。必要なのは作業場に応じたチェックリストです。チェックリスト作成のポイントは、よく言われる3Sや5S（整理・整頓・清掃と清潔・躰）に加えて、照明・騒音・空気環境（感覚的に）等の作業環境があらゆる職場の共通のチェック項目となります。機械・器具等は各々のチェック項目が必要です。

作業場の規模によっては一度で全てを回ることはできませんが、その場合は分割して行えば良いことです。衛生管理者の巡視を日常（週1回でも）行い、その結果を基にして月1回産業医と一緒に回ることが望されます。まずは、冒頭の目的を意識して作業場を回る、それが重要です。

法令上は月1回巡視することになっています。しかし、事業場も種々あり、週単位で作業環境の変わる現場もあれば、一方で小さなオフィスなどでは1年以上に亘り作業環境に変化のない事業場もあります。短期間で作業環境が変化する事業場の場合は、その都度巡視するのが理想ですが、実際には専属産業医であっても困難です。その際に有効なのが衛生管理者等による点検巡視の報告です。日常から衛生管理者等との連携がとれていれば、作業条件が変化する度に十分な作業環境変化の把握と対策樹立が容易です。

また、殆ど変化しないオフィスなどでは、巡視として隅々まで廻らずとも数回目以降は衛生委員会開催時に事務室等の作業現場を覗くだけで十分な把握が出来ます。

職場巡視は、繰り返し行うことで、「いつ回るのか」「誰と回るのか」「何をどうみるのか」「時間をどれぐらいかけるのか」の答えが自ずと出てきます。これらの問い合わせの答えは事業場によって異なりますが、また時と共に変化します。百点満点の答は存在しませんが、百点を目指す姿勢だけは持つ必要があります。

第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた 労働災害対策の推進について（協力要請）

～「STOP！転倒災害プロジェクト2015」による転倒災害の防止～

(公社) 鹿児島県労働基準協会

会員事業場 様

平成27年1月28日付け鹿児島労働局長より当協会長あて別紙のとおり第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害対策の推進についての協力要請がありましたのでお知らせ致します。

県内の労働災害は、平成26年12月末現在の速報値によると、前年同期と比べ死傷災害は0.9%の減少となったが、死亡災害は75%の増加となっています。

また、鹿児島労働局では、近年、転倒災害が増加傾向にあることから「STOP！転倒災害プロジェクト2015（別添）」による転倒災害の防止対策を展開することにしています。

つきましては、事業場における転倒災害防止対策について特段の取り組みをお願い致します。

〔別紙〕

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会長 殿

平成27年1月28日

鹿児島労働局長

第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害対策の推進について（協力要請） －「STOP！転倒災害プロジェクト2015」による転倒災害の防止－

平成26年の労働災害について、鹿児島労働局においては上半期時点で大幅な増加となったことから、昨年8月以来、関係業界団体の皆様に「労働災害防止に向けた取組の実施について（要請）」などの要請をさせていただいたところです。

その結果、皆様方の御協力も得て、労働災害の増加に一定の歯止めをかけることができ、12月末現在の速報値では、前年同期と比較して休業4日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）が0.9%の減少となりましたが、死亡災害は75%の増加となり、残念ながら、大きく前年を上回りました。

また、平成25年度にスタートした第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）においては、平成29年時点で休業4日以上の死傷災害を平成24年と比べ15%以上減少させることを目標としておりますが、2年経過時点での死傷災害が平成24年より減少するどころか逆に増加するなど、残り3年間での目標達成が危ぶまれる状況になっています。一方、死亡災害は、各年15人以下を目標にしてきましたが、平成26年は21人と大幅に超過し、達成できませんでした。

12次防の中間に当たる本年は、労働災害の大幅な削減に向けた対策を一層積極的に展開する必要があります。

このため、鹿児島労働局においては、死傷災害発生件数18.4%（288人・平成26年12月末時点速報値）を占め、近年増加傾向にある「転倒災害」に着目し、労働災害防止団体とともに「STOP！転倒災害プロジェクト2015（別添）」として、各事業場における転倒災害防止対策を展開することといたしました。

今後、労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の重要性はますます高まっております。貴団体におかれましても、安心して働く職場環境の実現に向けて、傘下の会員事業場に対し、上記プロジェクトを周知いただくとともに趣旨を御理解の上、取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

〔別添〕

STOP！転倒災害プロジェクト2015実施要綱

1 趣旨

平成26年の労働災害は、上半期時点での大幅な増加となったことから、昨年8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行う等、各種対策を推進したところであるが、結果的に死亡災害、死傷災害ともに前年を下回るには至っていない。このような状況では、平成25年にスタートした第12次労働災害防止計画の目標を達成することは困難である。

このため、計画中間年を迎える平成27年においては、休業4日以上の死傷災害の2割以上と、最も件数の多い転倒災害に着目することとした。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合は、その災害の程度が重くなる傾向にあるため、今後、労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底を図ることは極めて重要と考えられる。

本プロジェクトは、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を構することにより、職場の安全意識を高め、安心して働く職場環境を実現することを目的として実施するものである。

2 期間

平成27年1月20日から12月31日までとする。

なお、プロジェクトの実効を上げるために、昨年積雪や凍結による転倒災害が多発した2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であり、適切な対策を講ずる前提として、事業者の理解を促し、安全意識を浸透させていく必要があるため、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを活かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② 転倒災害防止対策に有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (i) 効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）
 - (ii) 転倒災害防止対策に有益な保護具等の紹介
 - (iii) 転倒災害防止対策に資するセミナー等の案内
 - (iv) 積雪、凍結期等の対策
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
 - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
 - 職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、縫ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
 - ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
 - ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
 - ⑧ 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
 - ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

<本省ホームページ「STOP！転倒災害プロジェクト2015」へリンク>

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

<リーフレット「STOP！転倒災害プロジェクト2015」>

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/1950/2015-0122-2.pdf>

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう 転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	職場巡回を行い、通路、階段などの状況をチェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

平成27年4月1日から パートタイム労働法が変わります!!

鹿児島労働局雇用均等室

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするためパートタイム労働法が改正され、4月1日から施行されます。

[改正のポイント]

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。
- パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主は説明しなければなりません。
- 事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備（相談窓口の設置）しなければなりません。
- パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」（相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など）が追加されます。

☆相談窓口等明示方法の参考例

- 「厚生労働省ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/>)
 ⇒テーマ別に探す
 ⇒「雇用・労働」内 施策情報「パートタイム労働」
 ⇒「パートタイム労働者の雇用管理の改善のために」内
 「パートタイム労働法関連資料」
 ~各種様式~労働条件通知書(Word)(PDF)

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- 雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することとなります。

☆パートタイム労働法の改正内容等に関するお問い合わせは、

- 「厚生労働省ホームページ」(<http://www.mhlw.go.jp/>)
 ⇒テーマ別に探す
 ⇒「雇用・労働」内
 「雇用均等」下のバナー「パート労働ポータルサイト」

で詳細な内容をご覧いただけます。鹿児島労働局雇用均等室(099-222-8446)まで、お問い合わせください。

うわさの健康情報

シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

（その2）「快適な睡眠のための7箇条」

「快適な睡眠のための7箇条」

（2）睡眠は人それぞれ、日中元気はつらつが快適な睡眠のバロメーター

- 自分にあった睡眠時間があり、8時間にこだわらない
- 寝床で長く過ごしすぎると熟睡感が減る
- 年齢を重ねると睡眠時間は短くなるのが普通

快適な睡眠を確保するための睡眠時間は人それぞれ個人差があります。同じ人でも季節で必要な睡眠時間が変動することもあり、秋から冬にかけて日が短くなるにつれて睡眠時間が長くなる傾向があるそうです。

睡眠時間と年齢の関係は大きく、10歳代では8～10時間、20～50歳代までは6.5～7.5時間、60歳代以上で6時間弱と、高齢になるほど必要な睡眠時間が短くなることが報告されています。

「最近、朝早く自然に目が覚めるようになったが、睡眠時間が足りないのではないか」という方は、加齢が原因かもしれません。その場合は、無理に長時間眠ろうとすることで、かえって熟睡感が減って、睡眠の質を低下させてしまします。必要な睡眠時間を超えて長く眠ることは難しいのです。

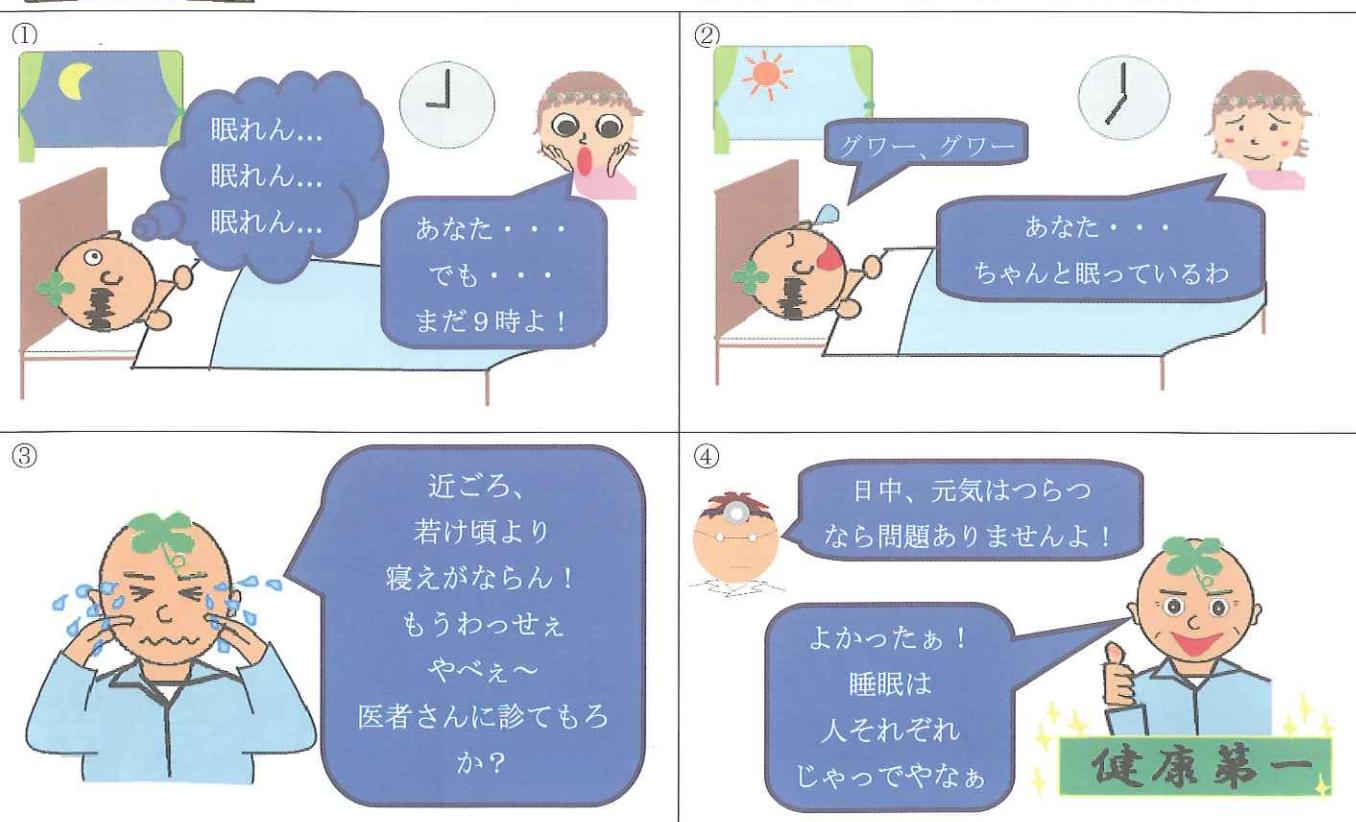
快適に睡眠を確保できているかを評価する方法の一つとして、日中に眠気で困るかどうか目安になります。日中の眠気で困らなければ、今の睡眠時間で充分といえます。

また、平日と比べて、週末に3時間以上長く眠らないといられないようであれば、睡眠不足と判断されます。



健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島 保健師さん作成の漫画です。次回もお楽しみに！



平成26年度 職員研修を開催しました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会は、平成27年1月30日、ヘルスサポートセンター鹿児島4階会議室で、同センター医療スタッフなど多くの職員が参加し研修会を開催した。

当日は、当協会吉本専務理事、同センター小田原所長が、約90分にわたり公益法人の職員としての心構え、今後の労働衛生の動向等について講話を行った。

専務理事は、当たり前のことと当たり前にするといった人として基本的なことに始まり、世の中はデジタル化が急速に進んでいるが、協会の業務は人ととの対話がとても重要で欠かせないものである。そして労働衛生の動きを先取りし、会員事業所様や県民の皆様への健康の保持・増進に努めていかなければならぬと強調した。参加した職員は、改めて自分を見直すことができ、基本

にかえって仕事を進めていきたいと話していた。

今後もこのような研修を行い、利用される方々の満足度アップに努めていくこととした。



平成26年 業種別死傷災害発生状況（未確定）

鹿児島労働局

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1671	21	1686	12	-15	9
1 製造業	334	4	350	1	-16	3
1 食料品製造業	211	2	208		3	2
4 木材・木製品製造業	20		20			
9 煙草土石製品製造業	13		21		-8	
11～12 金属製品製造業	20		12		8	
13～15 機械機具製造業	24		24			
上記以外の製造業	46	2	65	1	-19	1
2 鉱業		4		5		-1
3 建設業	265	6	300	5	-35	1
1 土木工事業	92	3	113	3	-21	
2 建築工事業	151	3	152	2	-1	1
3 その他の建設業	22		35		-13	
4 運輸交通業	217	3	211		6	3
1 鉄道・航空機業		5		6		-1
2 道路旅客運送業	27	1	16		11	1
3 道路貨物運送業	185	2	188		-3	2
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	14	1	9		5	1
1 陸上貨物取扱業	4		1		3	
2 港湾運送業	10	1	8		2	1
6 農林業	81	2	91	3	-10	-1
1 農業	35	1	41		-6	1
2 林業	46	1	50	3	-4	-2
7 畜産・水産業	84	1	91	1	-7	
8 商業	248	1	220		28	1
1 卸売業	43		42		1	
2 小売業	181	1	155		26	1
3 理美容業						
4 その他の商業	24		23		1	
9 金融・広告業	12		23		-11	
11 通信業		12		15		-3
12 教育・研究業		12		14		-2
13 保健衛生業	191		158		33	
1 医療保健業	78		55		23	
2 社会福祉施設	105		100		5	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	
14 接客娯楽業	111	3	111	1		2
1 旅館業	32	1	27	1	5	
2 飲食店	54	2	55		-1	2
3 その他の接客娯楽業	25		29		-4	
上記以外の事業	86		88	1	-2	-1
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・と畜業	49		40		9	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	36		46	1	-10	-1
陸上貨物運送事業(4-3-5-1)	189	2	189			2
第三次産業(8-17)	672	4	629	2	43	2

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

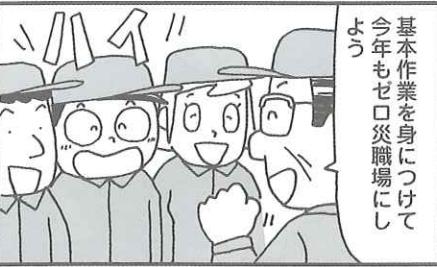
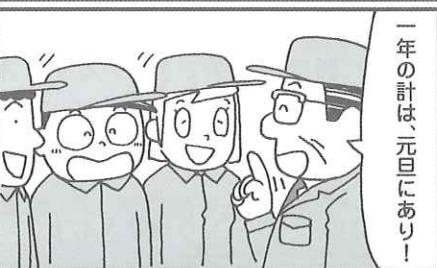
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

③ H25年は同期値。



平成27年間標語

「イラストレーター：ミヤチヒデタカ」



平成27年度労働基準監督官採用試験のお知らせ

鹿児島労働局総務課

- 受験資格**
- 1 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
 - 2 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

インターネット受付期間

平成27年4月1日（水）9：00～4月13日（月）受信有効

インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

原則として、インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成27年4月1日（水）～4月2日（木）です。（4月2日（木）までの通信日付印有効。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。）

- 試験日**
- | | |
|--------|----------------------------|
| 第1次試験日 | 平成27年6月7日（日） |
| 第2次試験日 | 平成27年7月15日（水）
～7月17日（金） |
| | 第1次試験合格通知書で
指定する日時 |

第1次試験合格者発表日

平成27年6月30日（火）午前9時

最終合格者発表日

平成27年8月25日（火）午前9時

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A（法文系） 約160名
労働基準監督B（理工系） 約40名

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合、
鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

問合先 鹿児島労働局総務部総務課人事係
(電話 099-223-8275)



労働基準監督官 採用試験

インターネット受付期間 平成27年4月1日～4月13日受信有効

インターネット申込専用アドレス [http://www.jinji.go.jp/salyo/siken/yukennannai/yukennannai_rouki.pdf]

インターネット申込専用アドレス [<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>]

インターネット申込できない場合はある場合、人事院地方事務局（府、県道府県等）、労働基準監督署で受験申込者の宛付を記載し、郵送または持参してください。
郵送または持参の受付期間は、4月1日（水）～4月2日（木）です。（4月2日（木）までの通信日付印有効。郵送または持参される場合は世帯照会がいるので注意してください。）

第1次試験

平成27年6月7日（日）9:05（受付開始）9:35（試験開始）～18:05（試験終了）

（第1次試験合格者発表日）平成27年6月30日（火）9:00

第2次試験

平成27年7月15日（水）・16日（木）・17日（金）

（第2次試験合格者発表日）平成27年8月25日（火）9:00

【受付期間】平成27年4月1日～4月13日受信有効
【受験料】各試験区分別途料金
【採用予定者】各試験区分別途料金（法文系）約160名
（理工系）約40名
【受験料】各試験区分別途料金（法文系）約160名
（理工系）約40名

人事局ホームページ（国家公務員採用情報ナビ） <http://www.jinji.go.jp/salyo/salyo.htm>

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用情報）で、労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/salyo/kantokuhan.html>

労働基準監督官採用

平成27年度技能（特例）講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

鹿児島教習所

講習名		月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用)	6~10 3/16~20 教習所	18~22 4/20~24 教習所	15~19 5/18~22 教習所	6~10 6/8~12 教習所	17~21 7/13~17 教習所	28~10/2 8/31~9/4 教習所	26~30 9/28~10/2 教習所	16~20 10/19~23 教習所			25~29 12/14~18 教習所	15~19 1/18~22 教習所		
		20~24 3/16~18 鹿屋市 受付は 鹿屋支部													
	車両系建設機械運転 (解体用)	20 3/16~20 教習所					10 7/6~10 教習所		5 9/7~11 教習所		1 11/2~6 教習所		8 1/12~15 教習所		
	技能特例講習	解体用技能特例 講習 第1種	30 3/23~27 教習所		29 6/1~5 教習所 12 5/25~27 鹿屋										
	解体用技能特例 講習 第2種				29 6/1~5 教習所										
	解体用技能特例 講習 第3種	30 3/23~27 教習所			29 6/1~5 教習所 12 5/25~27 鹿屋										
	小型移動式 クレーン運転	20~22 3/16~20 教習所	19~21 4/13~17 喜界町 受付は 大島支部	1~3 4/27~5/1 教習所 ----- 23~25 5/25~29 曾於市 受付は 志布志支部	21~23 6/22~26 教習所	24~26 7/21~24 教習所 ----- 3~5 6/29~7/3 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	2~4 7/21~24 横川町 受付は 加治木支部 ----- 14~16 8/17~21 薩摩川内市 受付は 川内支部	13~15 9/14~18 教習所	30~12/2 11/2~6 教習所		12~14 11/30~12/4 教習所		1~3 2/1~5 教習所		
	床上操作式クレーン運転			11~13 4/13~17 教習所	15~17 5/18~22 教習所		3~5 7/6~10 教習所	28~30 8/31~9/4 教習所		9~11 10/13~16 教習所		18~20 12/7~11 教習所	22~24 1/25~29 教習所		
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	27~28 3/23~27 教習所	25~26 4/20~24 教習所		27~28 6/29~7/3 教習所		1~2 7/27~31 教習所		24~25 10/26~30 教習所		6~7 11/24~27 教習所		1~2 2/1~5 教習所		
	不整地運搬車運転			7~8 4/6~10 教習所					13~14 9/14~18 教習所					22~23 2/22~26 教習所	
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	13~17 3/9~13 教習所	11~15 4/13~17 教習所	8~12 5/11~15 教習所	13~17 6/15~19 教習所	3~7 7/6~10 教習所	7~11 8/3~7 教習所	5~9 9/7~11 教習所	9~13 10/13~16 教習所	7~11 11/9~13 教習所	18~22 12/7~11 教習所	1~5 1/4~8 教習所	7~11 2/8~12 教習所		
就業制限業務	玉掛け	6~8 3/16~20 教習所	18~20 4/20~24 教習所 ----- 11~13 4/13~15 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	22~24 5/25~29 教習所 ----- 26~28 4/13~17 喜界町 受付は 大島支部	6~8 6/8~12 教習所 ----- 13~15 6/1~5 薩摩川内市 受付は 川内支部	17~19 7/13~17 教習所 ----- 6~8 8/31~9/4 曾於市 受付は 志布志支部	14~16 8/17~21 教習所 ----- 6~8 8/31~9/4 曾於市 受付は 志布志支部	26~28 9/28~10/2 教習所 ----- 6~8 8/31~9/4 曾於市 受付は 志布志支部	16~18 10/19~23 教習所 ----- 14~16 11/16~20 教習所 ----- 25~27 12/14~18 教習所	14~16 11/16~20 教習所 ----- 15~17 1/18~22 教習所 ----- 14~16 2/15~19 教習所					
		ガス溶接	27~28 3/23~27 教習所									8~9 1/12~15 教習所			

平成27年度作業主任者技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者		7~8 4/6~10 教習所		30~31 6/29~7/3 教習所		24~25 8/24~28 教習所		26~27 10/26~30 教習所		14~15 11/30~12/4 教習所		10~11 2/8~12 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		22~24 3/16~20 教習所		3~5 4/27~5/1 教習所		26~28 7/21~24 教習所	16~18 8/17~21 教習所		11~13 10/13~16 教習所		20~22 12/7~11 教習所	24~26 1/25~29 教習所	
	石綿作業主任者				16~17 6/15~19 教習所					3~4 11/2~6 教習所				
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者					10~11 7/6~10 教習所		22~23 9/14~18 教習所				9~10 1/12~15 教習所		
	乾燥設備作業主任者						10~11 8/3~7 教習所				12~13 11/30~12/4 教習所			
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者				9~10 6/8~12 教習所									
	鉛作業主任者								19~20 10/19~23 教習所					

平成27年度移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]		25~30 4/20~24 教習所		27~8/1 6/29~7/3 教習所			19~24 9/14~18 教習所		14~19 11/16~20 教習所		22~27 1/25~29 教習所		

お知らせ

パンフレット好評配布中!!

当協会の案内書「平成27年度技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧いただきますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7427
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-25-1377
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	姶良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1紳会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

平成27年度特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月		
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積込み用及び掘削用) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>				22~23 5/25~29 教習所				19~20 9/14~18 教習所							
	ローラー運転 <small>申込者多数の場合は、2日日の実技を受付順に延長して実施します。</small>				30~7/1 6/1~5 教習所				24~25 8/24~28 教習所		4~5 10/5~9 教習所			14~15 2/15~19 教習所		
	巻上げ機の運転				1~2 4/27~5/1 教習所				6~7 9/7~11 教習所							
	研削といしの取替え等 (自由研削用)			1 3/23~27 教習所		3 6/1~5 教習所			21 9/14~18 教習所				4 1/4~8 教習所			
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日日の実技を受付順に延長して実施します。</small>		21~23 3/16~20 教習所		29~7/1 6/1~5 教習所			1~3 7/27~31 教習所		24~26 10/26~30 教習所		6~8 11/24~27 教習所				
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日日の実技を受付順に延長して実施します。</small>		13~14 3/9~13 教習所		8~9 5/11~15 教習所	13~14 6/15~19 教習所		7~8 8/3~7 教習所		4~5 10/5~9 教習所	7~8 11/9~13 教習所	1~2 1/4~8 教習所	7~8 2/8~12 教習所			
	酸素欠乏危険作業					2 6/1~5 教習所					16 11/16~20 教習所			4 2/1~5 教習所		
	粉じん作業						24 7/21~24 教習所									
	低圧電気取扱作業					21~22 6/22~26 教習所					10~11 11/9~13 教習所					
養成講習	安全衛生推進者					23~24 6/22~26 教習所			15~16 9/14~18 教習所					17~18 2/15~19 教習所		
	衛生推進者			13 4/13~17 教習所			7 7/6~10 教習所				4 11/2~6 教習所					
準備講習	第一種衛生管理者試験				17~19 5/18~22 教習所											
	第二種衛生管理者試験				25~26 5/25~29 教習所											
	ドラグ・ショベル															
危険再認識教育	ロードラー															
	高所作業車															
	職長その他現場監督者 安全衛生教育		14~15 4/13~17 教習所		2~3 6/1~5 教習所		3~4 7/27~31 教習所			17~18 11/16~20 教習所				24~25 2/22~26 教習所		
その他の教育	安全管理者選任時研修			28~29 4/20~24 教習所					8~9 9/7~11 教習所					22~23 2/22~26 教習所		
	ゼロ災害運動危険予知活動トレーナー研修会						17~18 鹿児島市			3~4 鹿児島市						
	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント 実務研修								30 教習所							
	職場リーダー向け リスクアセスメント 実務研修											5 教習所				

施設健診のご案内

ヘルスサポートセンター鹿児島

施設健診のご案内

毎日健診をご予約いただけます。※土日祝・お盆・年末年始は除く

水曜日は婦人科検診の日

女性専用日となります。女性の方のみ、婦人科の実施がなくても受診可能です。

※婦人科検診（マンモグラフィ・乳房超音波検査・子宮頸がん検査）

火・木曜日は胃カメラ専用日

今年度より毎週火・木曜日は胃カメラの専用日となります。是非ご利用ください。

※協会けんぽで胃カメラをご希望される方は、別途3,240円かかります。

健診時間 8:00～11:30 **完全予約制**

※混雑解消のため、受診時間を分けさせていただいております。ご予約の際はお早めにご連絡ください。

ご予約方法 電話099-267-6292

ご予約受付時間 平日 8:30～17:30

※土日祝・お盆・年末年始は除く



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

	月	火	水	木	金
1階	健診	健診	一般健診・婦人科検診 (女性専用日)	健診	健診
2階	外来	・カメラ健診 ・ヘルスサポート健診	人間ドック	カメラ健診	

託児所のご案内

「子どもの面倒を見なければいけないから、健診が受けられない・・・」そんな女性の声に応え、施設内に女性専用フロアや保育施設を設置しています。健診に特化した施設で、保育室を設置しているところはまだ珍しく、ほどんどありません。しかし、小さいお子さまを持つ女性にとっては、保育室のある健診センターは絶対に必要な存在です。健診センターを「サービス業」ととらえ、利用者視点でサービスの充実を図るための取り組みです。

ご予約方法 電話099-267-6292

ご予約受付時間 平日 8:30～17:30

※土日祝・お盆・年末年始は除く

※月に1～2日の実施予定ですので、お問合せください。

Tel 891-0115 鹿児島市東開町4-96
TEL.099-267-6292 FAX.099-260-1780
ヘルスサポートセンター鹿児島

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/20～4/24	3/16～3/18	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	【科目免除者】 4/20～4/21	3/16～3/18	【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
玉掛け技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056		5/11～5/13	4/13～4/15 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習修了者 【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

喜界町地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270		4/13～4/17	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
玉掛け技能講習 ※大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270		4/13～4/17	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習修了者

平成27年4月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 [検索](#)

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/6～4/10	3/16～3/20	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
		【科目免除者】 4/6～4/7	3/16～3/20	【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	玉掛け	4/6～4/8	3/16～3/20	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円
				【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/13～4/17	3/9～3/13	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
		【科目免除者】 4/13～4/14	3/9～3/13	【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	車両系建設機械運転 (解体用)	4/20	3/16～3/20	会員 17,780円 一般 18,780円
	小型移動式クレーン運転	4/20～4/22	3/16～3/20	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円
技能特例講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	4/22～4/24	3/16～3/20	【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	4/27～4/28	3/23～3/27	会員 18,440円 一般 19,440円
	ガス溶接	4/27～4/28	3/23～3/27	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円
特別教育	車両系建設機械運転 (解体用) 技能特例講習 (第1種)	4/30 9:00～12:10	3/23～3/27	【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円
	車両系建設機械運転 (解体用) 技能特例講習 (第3種)	4/30 13:00～17:10	3/23～3/27	会員 9,004円 一般 9,504円
	クレーン運転	4/13～4/14	3/9～3/13	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習を修了し、平成 25年7月1日において新たに規制される 解体用建設機械の運転業務に6ヶ月 以上従事した経験を有する者
	アーク溶接等	4/21～4/23	3/16～3/20	会員 18,360円 一般 21,600円
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	5/1	3/23～3/27	会員 10,908円 一般 11,988円

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。